

助成金交付規程（2023 改定版）

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人タチバナ財団（以下、「この法人」という。）定款第4条に規定する助成金の交付等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（助成対象）

第2条 この法人が助成金を交付する対象は、障がい者の社会参加活動および障がい者支援団体の福祉活動等を行う非営利の民間団体で、その成果が障がい者の社会参加と自立を促進し、障がい者の福祉の向上に貢献すると見込まれる活動とする。

（助成金額）

第3条 助成金の交付額については、1件当たり30万円以内とし、理事会の承認を受け決定する。

（助成金の使途）

第4条 助成金の使途は、選考の対象となった活動に必要な直接経費とし、給与等の人件費は除くものとする。

（実施期間）

第5条 助成金の対象となる実施期間は、原則として、助成金交付決定後1年以内とする。

（申請手続）

第6条 この法人は、公募により助成金の申請を募集するものとする。

2. 助成金交付を希望する団体は、申請書を、この法人が定める申込期日までに提出するものとする。
3. この法人は、必要があると認めるときは、申請者に対して追加の書類等の提出を求めることができる。

（決定）

第7条 交付対象者の決定は、選考委員会の選考を経て理事会が決定し、理事長はその採否及び金額を団体に通知する。

2. 選考委員会は、選考の過程において必要があると認めるときは、申請団体を訪問して追加の説明を求めることができる。

(交付手続)

第8条 この法人は、前条に基づき決定した助成金を直接団体名義の口座に送金して行うものとする。なお、振込手数料はこの法人の負担とする。又、理事長が必要と判断した際は、助成金目録贈呈式を行うものとする。

(助成金の辞退)

第9条 交付の決定を受けたものは、理事会が認める場合を除き、助成金の辞退をすることはできないものとする。

(助成金の返還)

第10条 交付決定者が次の各号の一に該当すると認められる場合には、次条に定める変更承認があった場合を除き、この法人は支給した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 申請書に記載された活動を実施しなかったとき。
- (2) 助成金を支給目的に沿わない用途において使用したとき。
- (3) 申請書の内容に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) 疾病、不慮の事故、災難などのために活動を継続する見込みがなくなったとき。
- (5) 助成対象者として適当でない事実があったとき。
- (6) 前各号の他、理事会が適当でないと判断したとき。

(変更手続)

第11条 助成金の交付を受けた団体が、助成対象となった活動を変更することとなった場合には、この法人に対して変更申請書を提出し、理事会の承諾を受けなければならない。

(完了報告)

第12条 助成金の交付を受けた者は、助成対象期間が終了したときは、速やかに完了報告及び収支報告をこの法人に提出しなければならない。なお、交付した助成金額に残余が生じた場合は、残余金額をこの法人に返却するものとする。

(権利の帰属)

第13条 助成金の対象となった事業に関わる権利は、当該事業を実施した団体に帰属するものとする。ただし、特許権等を取得した場合には、速やかにこの法人に届出るものとする。

(助成金対象団体の公表)

第14条 この法人は、助成を行った団体の公表を実施するものとする。

2. 助成金の交付を受けた者が、当該助成金により行った成果を外部に発表する場合には、この法人の助成金を受けて実施した旨を明記するものとする。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(細則)

第16条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、2019年11月8日から施行する。

この規程は、2020年12月1日から施行する。

この規程は、2023年6月1日から施行する。